

## 府市協調による安祥寺川の河川改修事業に関する今後の進め方について

山科区を流れる安祥寺川については、令和3年8月の大雨による溢水のため、地下鉄東西線が運休するなど、大きな被害が発生しました。

この被害発生以降、早期の河川改修に向けて、河川管理者である京都府と共に検討し、安祥寺川の事業計画を見直しましたので、今後の進め方について御報告します。

### 1 安祥寺川の河川改修事業計画

安祥寺川は、10年に一度の大雨でも浸水被害が発生しないよう改修を進めており、府道四ノ宮四ツ塚線（三条通）から下流の区間では、既に改修を完了しております。今後、改修を予定する500mについては、大雨時に雨水を流す地下トンネルを整備することとしております。**別紙1【図1】参照**

#### (1) 従前の計画〔府市による「分割施工」〕

平成25年9月、台風18号の大雨により、安祥寺川が溢水し地下鉄東西線が運休するなどの被害を受けました。このため、安祥寺川の未改修区間500mについて河川管理者の京都府と協議し、本市が上流側200m、京都府が下流側300mを施工する「分割施工」により実施することとしました。分割施工の総事業費は68億円（府市の事業費合計）、完成時期は令和25年度を予定していました（平成28年9月に府市合意）。**別紙1【図2】参照**

#### (2) 変更計画〔府による「一体施工」〕

令和3年8月の大雨においても、安祥寺川が溢水し、再び地下鉄東西線が運休するなどの被害が発生したことを踏まえ、更なる早期整備を図るため、京都府と共に検討を重ねてきました。その結果、事業手法について京都府が事業主体となり、国の支援制度を最大限活用して、全区間500mを施工する「一体施工」に変更することとしました。

分割施工から一体施工に変更することにより、総事業費は55億円まで縮減（13億円減）でき、完成時期も令和15年度となり、10年前倒しで浸水被害が解消する事業効果が発現します。**別紙1【図2】参照**

〔表 1〕 分割施工による事業費及び工期

事業主体	施工区間	事業費	工期
京都市	上流側 200m	38.4億円 (うち京都市の負担12.8億円)	平成30年度 ～令和14年度
京都府	下流側 300m	29.6億円	令和14年度 ～令和25年度
計	全区間 500m	68.0億円	平成30年度 ～令和25年度



〔表 2〕 一体施工による事業費及び工期

事業主体	施工区間	事業費	工期
京都府	全区間 500m	55.0億円	令和4年度 ～令和15年度

## 2 府市協調による事業執行体制

京都府は、今回、新たに京都府の京都土木事務所内に「(仮称)安祥寺川・四宮川整備推進室(以下「推進室」という。)」を設置(令和4年4月予定)することとしています。本市は、これまでからの都市河川事業によって培った経験や地域に精通する強みをいかし、本事業をより円滑に進めるため、本市職員を「推進室」に派遣し、府市協調による事業執行体制を構築します。

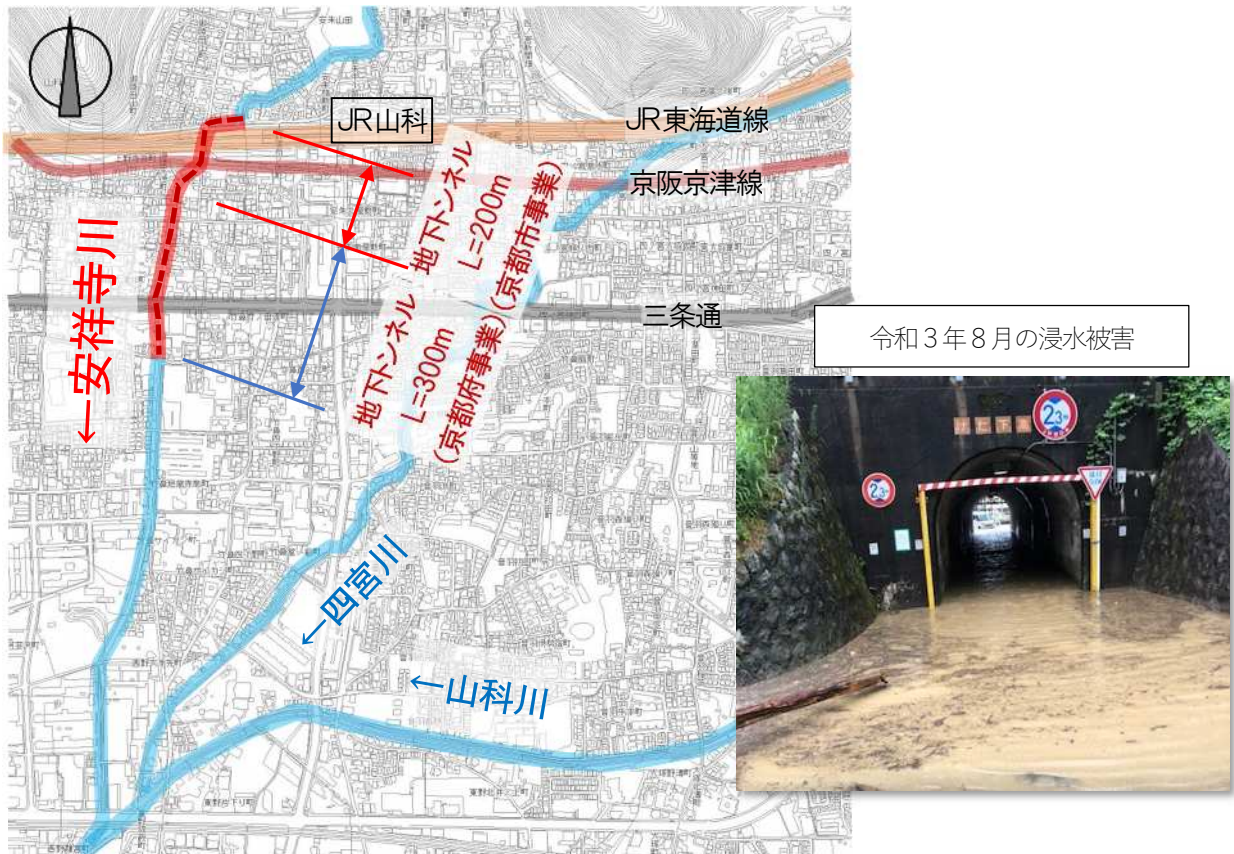
なお、四宮川については、当初の計画どおり京都府が事業主体となって河川改修を実施していきます。

※ 推進室の執行体制：京都府職員2名、本市職員2名(京都府へ派遣)による4名体制

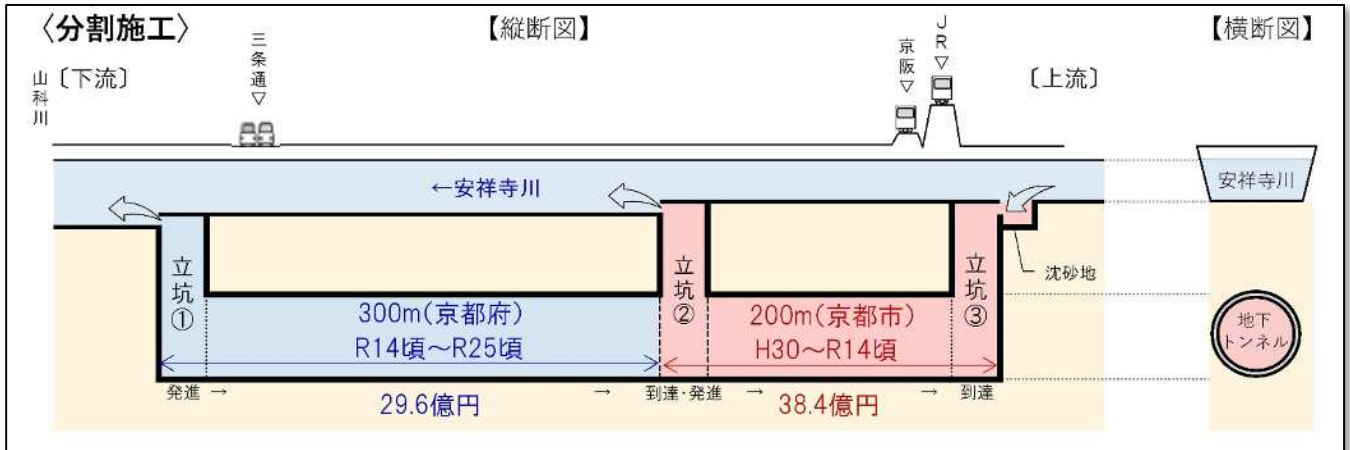
## 3 府市による政策協定の締結(別紙2参照)

令和4年1月20日に京都府知事と京都市長において、「府市協調による安祥寺川及び四宮川の改修に係る政策協定」を締結しました。この政策協定は、安祥寺川の河川改修事業計画の変更及び府市協調による事業執行体制を反映したものとなっています。

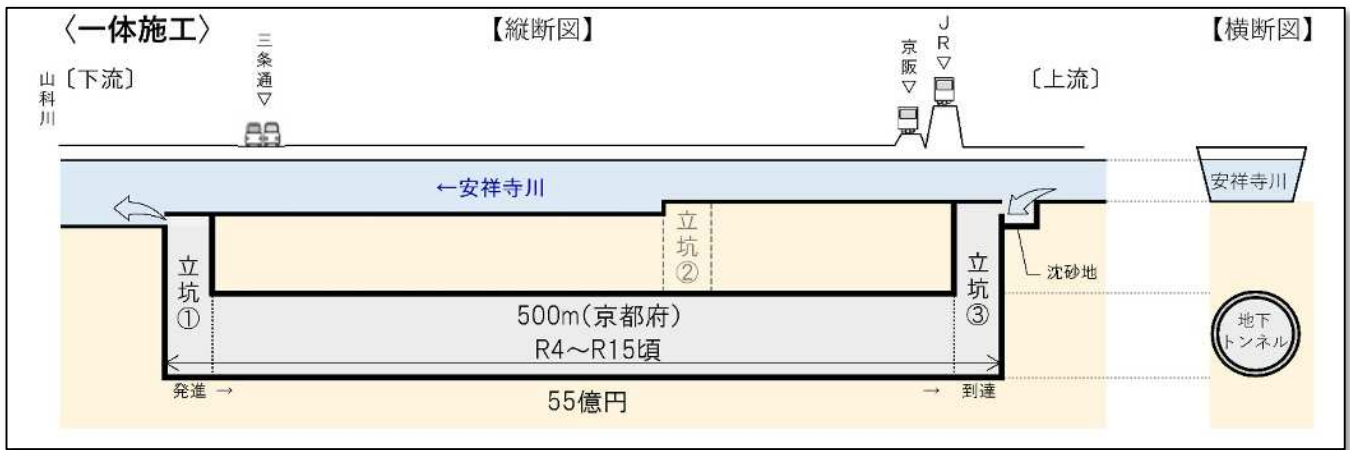
【図1】 平面図（分割施工時）



【図2】 縦断図・横断図（イメージ）



一体施工により、立坑（地下トンネル掘削の基地）1箇所が不要、地下トンネルの掘削を一度に実施が可能



## 府市協調による安祥寺川及び四宮川の改修に係る政策協定

京都府（以下「府」という。）及び京都市（以下「市」という。）は、互いに対等な関係のもとに連携と協力を深めることで、二重行政の打破はもとより、府民・市民サービスの向上と効率的・効果的な行政運営を追求する府市協調に取り組んでいる。他府県に例を見ない府市協調をさらに深化させるとともに、国の支援制度を最大限活用し、防災・減災事業を加速させるため、次のとおり政策協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、安祥寺川及び四宮川の河川改修事業を推進するにあたり、府市協調による事業執行上の基本的事項を定めることで、事業の適切かつ円滑な遂行を図り、流域の治水安全度の向上を早期に実現することを目的とする。

## （対象となる河川改修事業の区間）

第2条 この協定の対象とする安祥寺川及び四宮川の河川改修事業の事業区間は、次のとおりとする。

- （1）安祥寺川 府道四ノ宮四ツ塚線下流から JR 東海道本線上流まで延長約 500m の区間
- （2）四宮川 山科川への合流点から藤尾川合流点まで延長約 2,000m の区間

## （相互協力）

第3条 府及び市は、安祥寺川及び四宮川の河川改修事業を推進するにあたり、相互に協力するものとする。

## （河川改修事業の主体）

第4条 安祥寺川及び四宮川の河川改修事業は、国の支援制度を最大限活用して推進する観点から、府が主体となって実施するものとする。

- 2 市は、この協定の締結後、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 3 第 1 項の規定に基づく「一級河川安祥寺川都市基盤河川改修事業」を終了する。

(事業執行のための協働組織)

第5条 府市協調による安祥寺川及び四宮川の河川改修事業を推進するため、京都府京都土木事務所に「安祥寺川・四宮川整備推進室（仮称）」（以下「推進室」という。）を設置する。

- 2 推進室の執行体制は、府市それぞれの職員2名ずつによる計4名で構成するものとし、事業の進捗に応じて、府市協議の上、適宜見直すものとする。
- 3 推進室は、安祥寺川の河川改修事業の完了をもって解散するものとする。

(推進室解散後の業務の承継)

第6条 推進室の解散後は、府が推進室の業務を承継するものとする。

- 2 推進室の解散後に安祥寺川及び四宮川の河川改修事業に伴う事業損失等が判明した場合は、府において処理するものとする。

(その他)

第7条 この協定の内容に関して疑義が生じた場合、この協定の内容を変更する必要がある場合又はこの協定に定めのない事項については、府市協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、各自1通を保有する。

令和4年1月20日

京都府  
京都府知事

西脇隆俊

京都市  
京都市長

門川大作